

# 東日本手外科研究会会則

## 第1条 (名称)

本会は東日本手外科研究会 (Eastern Japan Society for Surgery of the Hand) と称する。

営委員選考委員会があたり、運営委員会にて推薦し、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

## 第2条 (目的)

本会は東日本地区における手外科学の進歩、発展につとめるとともに、会員相互の知識・技術の交換をはかることを目的とする。

2. 運営委員会に会計担当運営委員をおく。会計担当運営委員は運営委員会において選出し、会の会計にあたる。

## 第3条 (事業)

上記の目的のために年1回の学術集会その他を開催し、かつその成果の普及につとめる。

## 第12条 (顧問)

顧問は会長が委嘱する。

## 第4条 (事務局)

本会の事務局は、運営委員会の議により定めた場所におく。

## 第13条 (委員会)

必要に応じて会長委嘱による委員会をおくことができる。

## 第5条 (会員)

会員は、本会の目的に賛同する医師であり、所定の手続きをとり、運営委員会の承認を得た者とする。原則として学術集会への参加ならびに発表は会員に限る。なお会員以外の者の学術集会への参加、発表は会長の承認によりこれを認める。本会に多大な貢献をなした者を名誉会員とする。名誉会員は会長が推薦し、運営委員会ならびに総会の議を経て承認された者とする。

## 第14条 (役員の任期)

1. 会長の任期は1年とし、前年度学術集会終了時より、当年度学術集会終了時までとする。
2. 運営委員および監事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、総会の前年4月1日時点において年齢が64歳未満でなければならない。
3. 会計担当運営委員の任期は1年とする。
4. 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。
5. 委員会委員の任期は1年とする。

## 第6条 (会費)

会費は年額5,000円とする。

## 第15条 (会議)

運営委員会は原則として毎年1回会長がこれを召集する。議長は会長とする。議決権は運営委員のみに限り、監事・顧問は発言権はあるが議決権はない。運営委員会は、運営委員現在数の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

## 第7条 (会員資格の喪失)

会員は以下の理由によってその資格を喪失する。

1. 正当な理由なく会費を2年以上滞納した場合
2. 退会の場合
3. 運営委員会にて不相当と認めた場合

## 第16条 (会計)

1. 本会の経費は会費および寄附金、その他の収入をもってあてる。
2. 本会の会計年度は1月1日より同年12月31日までとする。

## 第8条 (役員)

本会につぎの役員をおく。

会長1名、副会長1名、会計担当委員1名、運営委員若干名、監事2名、顧問若干名

付則

## 第17条 (会則の変更)

本会則の変更は運営委員会において審議し、総会において承認を求めるものとする。

## 第9条 (会長、副会長)

会長と副会長は運営委員会において選出し、総会において承認を受けたものとする。副会長は次期会長予定者であり、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

## 第18条 (会則の発行)

本会則は昭和62年2月11日より実施する。  
平成2年2月17日 第5条一部変更  
平成11年2月6日 第8条一部変更  
平成12年2月12日 一部変更  
平成16年1月31日 一部変更  
平成23年2月25日 一部変更  
平成31年3月23日 一部変更

## 第10条 (監事)

監事は運営委員会において選出し、会の会計等の監査にあたる。

## 第11条 (運営委員)

1. 運営委員の選考は会長委嘱による運

# 東日本手外科研究会会則

令和3年1月30日一部変更  
令和5年1月27日一部変更  
令和6年2月2日一部変更

## 事務局に関する内規

1. 東日本手外科研究会 4 第条による事務はこの定めによる。
2. 本会事務局を次の所在地におく。  
事務局所在地：  
〒108-0073  
東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル  
株式会社アイ・エス・エス内
3. 事務局移転に伴う内規 2 の事務局所在地の変更は運営委員会の決議による。

## 附 記

1. 本内規の変更は運営委員会において行う。
2. 本内規は令和2年4月1日から施行する。